

## 豊橋市児童相談所設置等検討会議設置要綱

### (設 置)

第1条 本市における児童相談所の設置検討にあたり、児童相談所設置の必要性、本市の児童相談所に必要な機能、関係機関との連携のあり方などについて、意見等をもらうため、豊橋市児童相談所設置等検討会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (意見等を求める事項)

第2条 有識者会議において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童相談所の設置に関すること
- (2) 本市が設置する児童相談所に必要な機能及び関係機関との連携のあり方等に関すること
- (3) その他児童相談所設置を含めた本市の児童相談体制のあり方に関し、意見を求める必要があると認める事項

### (組 織)

第3条 有識者会議は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係民間団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認めるもの

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から当該任命の日以降の最初の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないものとする。

### (委員長)

第5条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 委員長は、会議の議長を務める。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 有識者会議は、こども未来部長が委員の参集を求めて開催する。

- 2 有識者会議は、原則公開で行うものとする。
- 3 委員長は、個人等の権利利益及び公共の利益を保護する必要があると認めるときは、会議の途中であっても有識者会議を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局をこども未来部こども若者支援センターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。